

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年6月16日認可した。

令和2年6月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 下万塙ぶさんみよう地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所2地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本樋筋地区